

EU 公益通報者保護指令の解釈・運用例について
(川嶋委員からの質問)

Q1. EU は、加盟国の拡大に伴って、加盟国間の政治・経済・文化的相違も拡大していると言えますが、EU 公益通報者保護指令の諸規定は、そうした国ごとの事情の違いにかかわらず、全加盟国において達成しなければならない、いわば「最低到達ライン」として定められたものと見てよいでしょうか。

Q2. EU 公益通報者保護指令の第 20 条は「支援措置」という見出しで、次のような定めを置いています（日本語訳は、濱野恵「EU 公益通報者保護指令」外国の立法 289 号（2021 年）13 頁以下から抜粋）。

- 「1. 加盟国は、第 4 条にいう者が、必要に応じて、特に次に掲げる支援措置にアクセスできるようにしなければならない。
- (a) 利用可能な手続及び救済、報復からの保護、関係者の権利に関する、公衆が容易にアクセスでき、無料で提供される包括的かつ独立した情報及び助言
 - (b) 国内法の下で規定する場合には、この指令の下で保護を受ける資格があるという事実の証明を含め、報復に対する保護に関与する関連当局との連携においての所轄官庁からの効果的な支援
 - (c) 指令 (EU) 2016/1919 及び欧州議会及び理事会指令 2008/52/EC に基づく刑事手続及び国境を越えた民事手続における法的扶助並びに国内法に基づく更なる手続における法的扶助及び法的カウンセリング又はその他の法的援助
2. 加盟国は、司法手続の枠組みにおいて、通報者に資金援助及び心理的支援を含む支援措置を提供することができる。
3. この条にいう支援措置は、必要に応じて、情報センター又は単一で明確に特定された独立の行政機関が提供することができる。」

特に第 1 項は、各国に対して、(a)(b)(c)所定の支援措置を整備することを義務づけているように読めますが、これらの支援措置は、加盟国においてどのように具体化されているのでしょうか。通報者の支援のあり方を考えるにあたり、日本でも何かヒントになるものがあるかもしれません。おわかりの具体例などがありましたら、ご紹介いただければ幸いです。

（第 2 項や第 3 項所定の支援措置につきましても、おわかりのことがありましたら補足等いただけますと幸いです）。